



限度額適用認定証 利用して医療費を抑えよう

町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3913

入院などにより、1カ月の医療費が一定以上の高額となったとき、限度額適用認定証を提出することにより、窓口での支払いを自己負担限度額までに抑える事ができます。

■ 交付を受けるには？

限度額適用認定証の交付には、国保年金係での申請が必要です。平成29年度分は8月1日から交付できるようになります。また、交付には申請時点で納期の到来している国民健康保険税の完納が必須です。

■ 限度額の区分

医療費の限度額は所得によるため、世帯によって異なります。また70歳以上か未満かによっても変わりますので、下表をご覧ください。

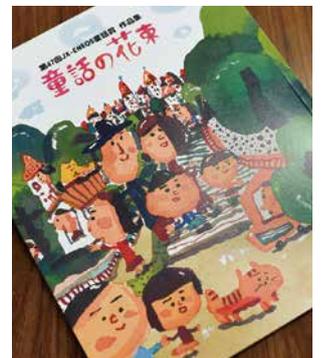
【注意】 限度額認定証を使用しなかった場合、また使用しても複数の医療機関にかかり、一定以上の医療費が発生した場合は、高額療養費として後から支給されます。受診してから約2カ月後に通知を送付していますので、通知が届いたらお早めに国保年金係で申請を行ってください。

70歳未満の場合の自己負担限度額

区分	所得要件 (基礎控除後の所得)	自己負担限度額	多数回該当 (1年間に4回)
ア	901万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	600万円以上901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210万円以上600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上の場合の自己負担限度額

区分	自己負担限度額	
	外来	外来+入院
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当:44,400円】
一般	14,000円	57,600円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円



JX ANCI株式会社より童話集の寄贈を受けました



平成29年6月分 入札結果

総務課 契約管財係 ☎ 77-3907

入札執行 年月日	工事(業務委託)の名称	工事(業務委託)の箇所	落札価格(円) (消費税除く)	請負額(円)	契約の相手方
6月29日	町道01-003号線 舗装修繕工事	芝山町宝馬地先	8,750,000	9,450,000	南建設(株)
	川津場地域排水路測量設計 業務委託	芝山町岩山地先	8,700,000	9,396,000	(株)ボーソーテック 多古支店
	地籍調査業務委託(高田Ⅰ 調査区)	芝山町新井田、高田、 牧野地内	50,000,000	54,000,000	(株)総合開発



森林の立木伐採

2つの届け出が必要です

☎ まちづくり課 産業振興係 ☎ 77・3918

森林の立木伐採の際には、事前と事後に書類の提出が必要です。提出を怠ると罰則が科される可能性がありますので、ご注意ください。

立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」（以下、「届出書」）を、伐採後の造林が完了したときは「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」（以下、「報告書」）を、伐採や造林をする森林がある市町村の役所や役場に提出してください。なお、届出書および報告書の提出は、森林法で義務付けられています。

立木伐採 Q & A

Q: 届出書や報告書の提出はなぜ必要なの？

A: 市町村森林整備計画に従った適切な森林管理をするためです。届出書や報告書は、森林の伐採および伐採後の植林



が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

Q: 誰が提出を行うの？

A: 森林所有者や立木を買い受けた方などです。立木を伐採する方と、伐採後の造林を行う方が異なる場合は、連名で提出します。

Q: 提出の時期はいつ？

A: 届出書↓伐採をはじめ90日前から30日前まで
報告書↓造林を完了した日から30日以内

※伐採の目的が森林以外の土地への転用の場合は、伐採が終了した日から30日以内に提出していただきます。

Q: 提出をしないとどうなるの？

A: 届出書や報告書を提出しなかった場合、罰金が科される可能性があります。



マイナンバーカード

休日に受け取れます

☎ 町民税務課 戸籍係 ☎ 77・3911

マイナンバーカードが次の休日交付日にも受け取れます。休日の受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■ 予約窓口 町民税務課 戸籍係

平日午前8時30分～午後5時まで

■ 休日交付日 8月13日(日)

■ 交付時間 午前10時～午後3時

■ 受け取りに必要なもの

- ・マイナンバー通知カード(申請書から切り離れた、12桁のマイナンバーが記載されたもの)
- ・個人番号カード交付通知書

(ご連絡に同封されたハガキ)

- ・写真付本人確認書類(運転免許証など)
- ・印鑑(ゴム印不可)
- ・お持ちの方は住基カード(引き換えで交付します)

※代理人による受け取りは本人が入院中等などで来庁が困難な場合に限られています。詳しくは戸籍係へご相談ください。

農作業中の熱中症にご注意!

気温の高い夏場の時期には、熱中症による農作業中の死亡事故が発生しております。次の事項にご注意いただき、熱中症に対する安全対策に努めましょう。

- ・気温の高い時間帯を外して作業する。
- ・帽子の着用など、適切な服装で作業する。
- ・ハウスなどの施設内の高温多湿に注意する。
- ・休憩をこまめに取り、長時間の作業を避ける。
- ・水分補給をこまめにする。